

令和7年度 第1回丹波市有償運送運営協議会 次第

期日：令和8年2月20日（金）

場所：ハートフルかすが

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 公共交通空白地有償運送の状況について
特定非営利活動法人 鴨庄「鴨庄ふれあいバス」の運行状況について

4 協議事項

- (1) 有償旅客運送の更新登録申請について
特定非営利活動法人 鴨庄「鴨庄ふれあいバス」

5 その他

6 閉 会

地域自主運行バスの令和7年度実績資料

【 鴨庄ふれあいバス 】

- ・ 運行者 特定非営利活動法人 鴨庄
- ・ 運行形態 公共交通空白地有償運送
- ・ 運行概要
 - ① 運行日 月曜、水曜、金曜日の週3日
 - ② 運行時間 午前中
 - ③ 運行方法 定時定路線方式（バス停の配置と時刻表による運行）
 - ④ 運行範囲 鴨庄、吉見（一部）
 - ⑤ 有償運送 平成21年8月から、運賃200円（小学生までは無料）

(単位：人)

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ利用者数	90	111	120	108	78	109	115	91	109	70			1,001
運行日数	13	13	13	13	10	13	13	11	13	12	10	12	146日
1日平均利用者数	6.9	8.5	9.2	8.3	7.8	8.4	8.8	8.3	8.4	5.8	0.0	0.0	6.9

(単位：人)

年度別 延べ利用者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2,554	2,402	2,225	2,416	2,081	2,126	2,049	1,985	1,609
年度別 延べ利用者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,425	1,117	1,249	1,333	1,383	1,089	1,030	1,001	

1月末現在

【協議事項】

令和8年 2月 9日

丹波市有償運送運営協議会
会長 長田 貴 様

特定非営利活動法人 鴨庄
理事長 永井 敏之



運営協議会の合意申請書の提出について

道路運送法第 79 条の 6 に基づく自家用有償運送の更新にあたり、丹波市有償運送運営協議会の合意を得たいので、下記のとおり、関係書類を申請いたします。

記

(提出書類)

No.	必 要 書 類	備考
1	自家用有償旅客運送の更新の登録	様式第 1-2 号
2	自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類	
3	運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿	様式第 4 号
4	運行管理の体制等を記載した書類	様式第 6 号
5	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第 I 号
6	登録証の写し	
7	運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類	自動車共済証書の写し
8	資料「鴨庄ふれあいバス」	様式任意
9	資料「鴨庄ふれあいバス利用者数」	様式任意
10	資料「鴨庄ふれあいバス運行路線図」	様式任意
11	資料「鴨庄ふれあいバス運行時刻表」	様式任意

丹波市有償運送運営協議会 申請団体要件確認表

(申請者) 特定非営利活動法人 鴨庄
 (申請区分) 更新登録の申請 (公共交通空白地有償運送)
 (有効期間の満了日) 令和 8 年 6 月 24日

NO	項目		申請内容の概要
1	運送主体		兵庫県丹波市市島町喜多1140番地 1 特定非営利活動法人 鴨庄 理事長 永井敏之
2	運送対象	対象	鴨庄地区の住民及びその関係者 R 7.5.19現在 529世帯 1,157人 (利用者 28人)
	対象	形態	運送の発地又は、着地のいずれかが丹波市市島町鴨庄区域内にある
3	使用車両	使用車両	普通乗用車 1台 ステーションワゴン 10人乗り
		使用権限	使用する車両は、運送主体が使用権限を有している (自動車車検証により確認済)
4	運転者		運転者 15人 (国土交通大臣が認定する講習を修了した者)
5	障害賠償措置		一般自動車共済 丹波ひかみ農業協同組合 (対人賠償：無制限、対物賠償：無制限、 搭乗者傷害：1,000万円、車両保障：235万円)
6	運送の対価		乗車毎 200円
7	管理運営体制		別紙 (運行管理の体制等を記載した書類 様式第7号参照)
8	運行管理責任者		別紙 (運行管理の体制等を記載した書類 様式第8号参照)
9	法令遵守		別紙 (宣言書 様式第3号) 参照

令和8年 2月 9日

近畿運輸局 神戸運輸支局長 殿

名 称 特定非営利活動法人 鴨庄
 住 所 兵庫県丹波市市島町喜多1140番地1
 代表者の氏名 理事長 永井 敏之



自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
 特定非営利活動法人 鴨庄
 兵庫県丹波市市島町喜多1140番地1
 理事長 永井 敏之
2. 登録番号
 神兵過第2号
3. 自家用有償旅客運送の種別
 交通空白地有償運送
4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1	戸平	旧JA鴨庄	フレッシュバザール市島	12 km
2	南	北奥・鴨庄郵便局・岩戸	フレッシュバザール市島	13, 5 km
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考
兵庫県丹波市市島町鴨庄	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
鴨庄コミュニティセンター	兵庫県丹波市市島町喜多 1140 番地 1

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
鴨庄コミュニティセンター	保有	0		1 (0)			1 (0)
	持込	0	* 0	0 (0)	* 0 (0)	0 (0)	* 0 (0)
	合計	0		1 0			1 0

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、*欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

兵庫県丹波市市島町鴨庄の住民及びその関係者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額 乗車ごとに 200 円
(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

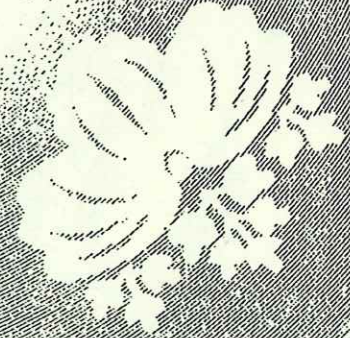
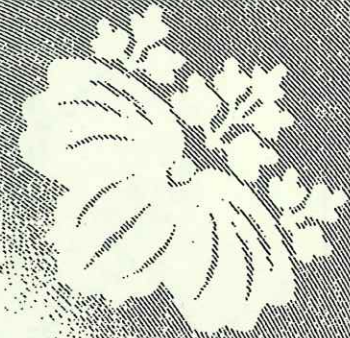
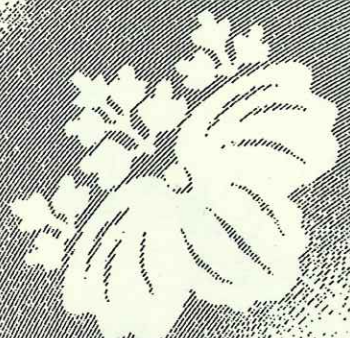
- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

履歴事項全部証明書

兵庫県丹波市市島町喜多1140番地1
特定非営利活動法人鴨庄

会社法人等番号	1400-05-008571	
名称	特定非営利活動法人鴨庄	
主たる事務所	兵庫県丹波市市島町喜多1140番地1	
法人成立の年月日	平成21年1月20日	
目的等	<p>目的及び業務 この法人は、兵庫県丹波市市島町鴨庄地区を中心とする住民等に対して、外出支援等の事業を行い、人々が心豊かに交流する基盤づくりを通じて、住みよき地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)まちづくりの推進を図る活動 (3)地域安全運動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。</p> <p>(1)過疎地有償運送 (2)地域安全活動の支援事業</p>	
役員に関する事項	理事 <u>稲畑 達次</u>	令和 2年 6月 1日就任
		令和 2年 6月 8日登記
		令和 4年 5月31日退任
	理事 <u>稲畑 達次</u>	令和 4年 6月 22日登記
		令和 4年 6月 3日就任
		令和 4年 6月 22日登記
	理事 <u>永井 敏之</u>	令和 6年 5月31日退任
		令和 6年 6月 11日登記
		令和 6年 6月 1日就任
理事 <u>永井 敏之</u>	令和 6年 6月 11日登記	
	令和 6年 6月 1日就任	
登記記録に関する事項	設立	平成21年 1月20日登記

兵庫県丹波市市島町喜多1140番地1
特定非営利活動法人鴨庄



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(神戸地方法務局管轄)

令和 6年 6月25日

神戸地方法務局柏原支局
登記官

池 角 育 雄



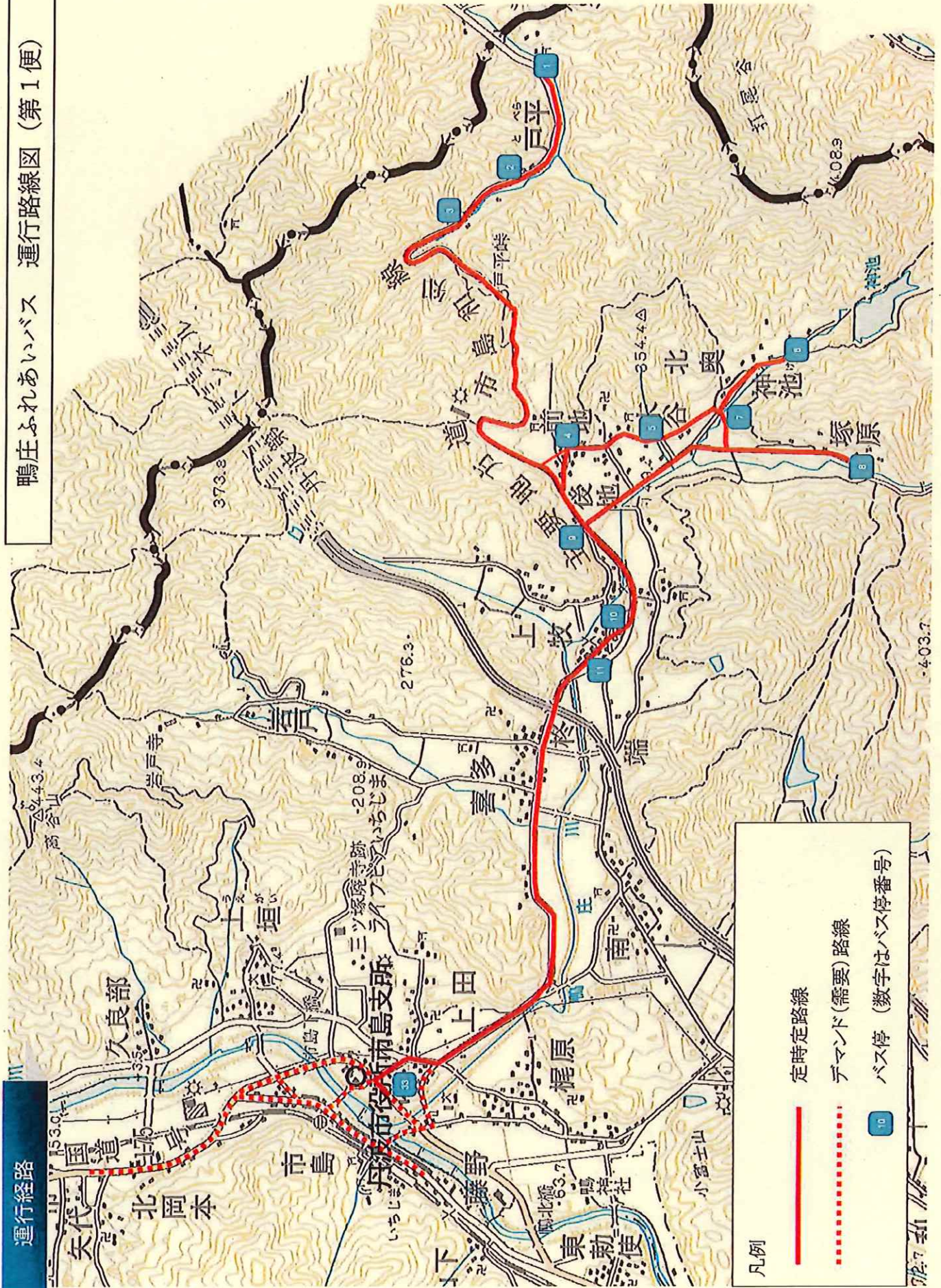
整理番号 ケ208287

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

鴨庄ふれあいバス 運行路線図 (第1便)

運行経路

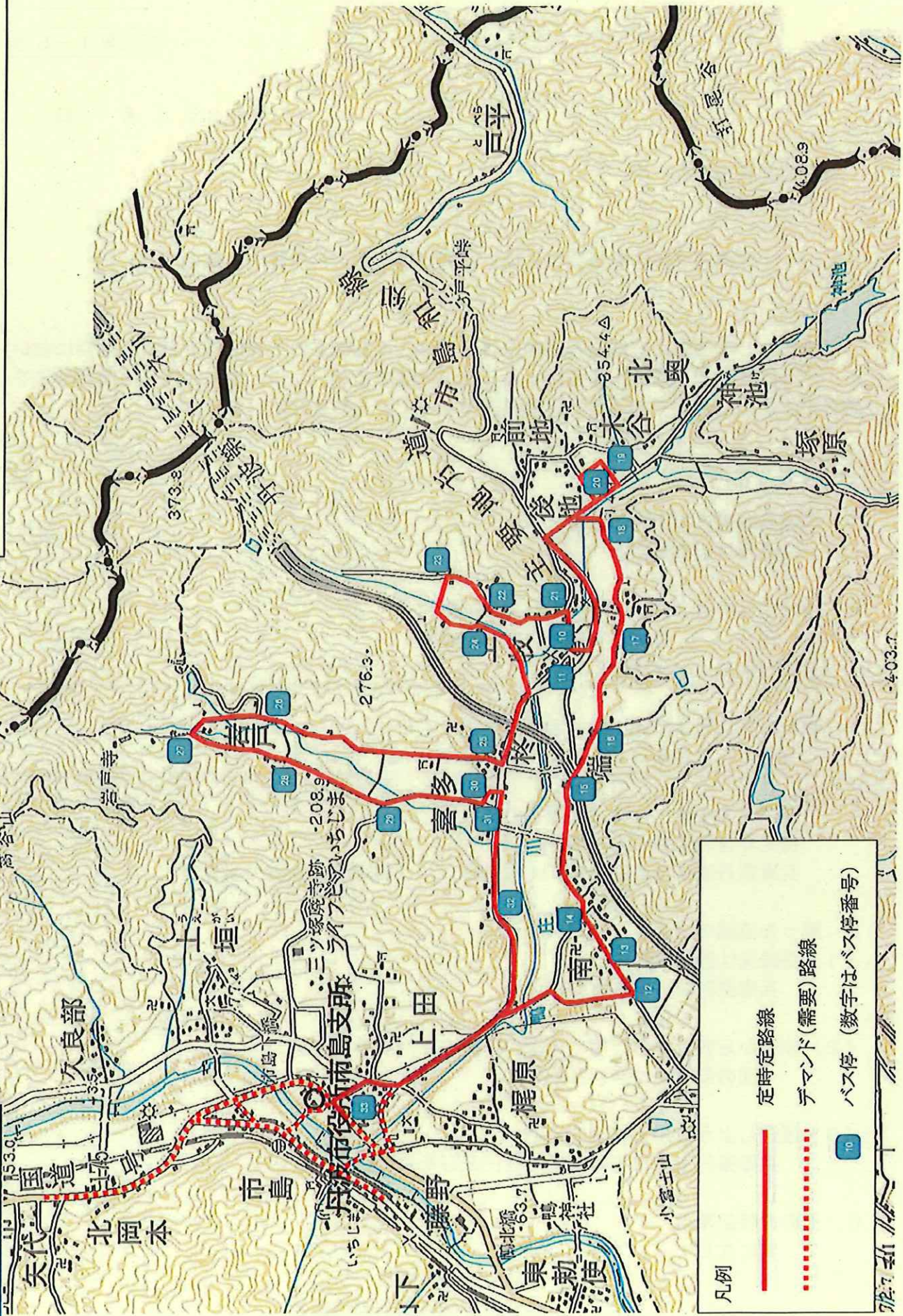


凡例

- 定時定路線
- - - デマンド(需要)路線
- 10 バス停 (数字はバス停番号)

運行経路

鴨庄ふれあいバス 運行路線図 (第2便)



凡例

- 定時定路線
- ⋯ デマンド(需要)路線
- 10 10 バス停 (数字はバス停番号)

令和8年 月 日

神戸運輸監理部長 殿

有償運送運営協議会において協議が調ったことを証する書類（案）

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり有償運送運営協議会において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送
2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村
(名称) 丹波市有償運送運営協議会
(対象市町村) 兵庫県丹波市
3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日
令和8年2月●日
4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人 鴨庄
兵庫県丹波市市島町喜多 1140 番地 1 理事長 永井 敏之
5. 調った協議の内容
 - (1) 路線又は運送の区域
兵庫県丹波市市島町鴨庄地区
 - (2) 旅客から收受する対価（対価の内容を添付すること）
1回の乗車につき、200円
 - (3) 運送しようとする旅客の範囲
兵庫県丹波市市島町鴨庄の住民及びその関係者
6. その他特記事項
特になし

令和8年●月●日
丹波市有償運送運営協議会
会長 長田 貴

自動車検査証

令和5年9月28日 神戸運輸監理部長 63123082280

自動車検査証番号	神戸 303 は 8672	初年度検査月	平成30年9月	検査の種別	乗用 自家用	型式	型式区分番号
トヨタ						ステーションワゴン	
TRH214-0053841						エンジン	2.69
CBA-TRH214W						1160 cc	830
10人		1990 cc	2540 cc	484 cc	188 cc		241

特定非営利活動法人 聴庄

平成11年騒音96dB マフラー加減速用車、自
主防犯活動用

裏面をご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。



5506

T94607N0101827

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（特定非営利活動法人 鴨庄）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1	木寺 章		中型	1種
2	西山敏数		中型	1種
3	永井 登		中型	1種
4	永井敏之		中型	1種
5	小谷正則		中型	1種
6	西山泰治		大型	1種
7	荻野 晃		中型	1種
8	西山春男		中型	1種
9	荻野拓司		中型	1種
10	吉見宣行		中型	1種
11	永井 豊		中型	1種
12	稲畑達次		中型	1種
13	南 昌和		大型	1種
14	南 良文		大型	1種
15	稲畑伝		中型	1種
16				
17				
18				
19				
20				
21				

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉輸送を行うにあたり福祉自動車以外を使用して行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

第201803048号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

鴨庄地区自治振興会

木寺 章 様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク@
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成30年3月4日

国自移第296号

兵庫県移送サービスネットワーク

理事 筒井 良一

責任インストラクター 鳥居 貢

第 202102212 号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

西山 敏数様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

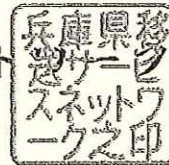
令和 3年 2月 21日

国自旅第 296号

兵庫県移送サービスネットワーク

代表者 鳥居 貢

責任インストラクター 鳥居 貢



第201301151号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

特定非営利活動法人 鴨庄

永井 登 様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成25年1月15日

国自移第296号
 兵庫県移送サービスネットワーク
 理事 筒井 良一
 責任インストラクター 鳥居 貢

第201803045号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

鴨庄地区自治振興会

永井 敏之 様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク®
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成30年3月4日

国自移第296号

兵庫県移送サービスネットワーク

理事 筒井 良一

責任インストラクター 鳥居 貢

第 2018030410 号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

鴨庄地区自治振興会

小谷 正則 様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク@
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成 30 年 3 月 4 日

国自移第 296 号

兵庫県移送サービスネットワーク

理事 筒井 良一

責任インストラクター 鳥居 貢

第201803047号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

鴨庄地区自治振興会

西山 泰治 様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク@
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成30年3月4日

国自移第296号

兵庫県移送サービスネットワーク

理事 筒井 良一

責任インストラクター 鳥居 貢

第201803049号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

鴨庄地区自治振興会

荻野 晃 様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク@
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成30年3月4日

国自移第296号

兵庫県移送サービスネットワーク

理事 筒井 良一

責任インストラクター 鳥居 貢

第201803043号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

鴨庄地区自治振興会

西山 春男 様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク®
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成30年3月4日

国自移第296号

兵庫県移送サービスネットワーク

理事長 筒井 良一

責任インストラクター 鳥居 貢

第090037号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

特定非営利活動法人 鴨庄

荻野 拓司 殿

あなたは、兵庫県移送サービスネットワークが主催する市町村運営有償運送等運転者講習会において所定の全課程を修了されたことをここに証します

平成21年3月7日

国自旅第296号認定

兵庫県移送サービスネットワーク 筒井 賢一

責任インストラクター 兵庫県移送サービスネットワーク 高居 貢

第090039号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

特定非営利活動法人 鴨庄

吉見 宣行 殿

あなたは、兵庫県移送サービスネットワークが主催する市町村運営有償運送等運転者講習会において所定の全課程を修了されたことをここに証します

平成21年3月7日

国自旅第296号認定

兵庫県移送サービスネットワーク 筒井 長井

責任インストラクター 兵庫県移送サービスネットワーク 鳥居 貢

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

特定非営利活動法人 鴨庄

永井 豊 殿

あなたは、兵庫県移送サービスネットワークが主催する市町村運営有償運送等運転者講習会において所定の全課程を修了されたことをここに証します

平成21年3月22日

国自旅第296号認定

兵庫県移送サービスネットワーク



筒井



責任インストラクター 兵庫県移送サービスネットワーク
高居 貢

第201301158号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

特定非営利活動法人 鴨庄

稲畑 達次 様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成 25年 1月15日

兵庫県移送サービスネットワーク
 理事 筒井 良一
 責任インストラクター 鳥居 貢



第201301155号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

特定非営利活動法人 鴨庄

南 昌和 様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

平成 25年 1月15日

兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良
責任インストラクター 鳥居 貢

国自該第296号
兵庫県移送サービスネットワーク
理事長 筒井 良

第 202102216 号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証
南 良文様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

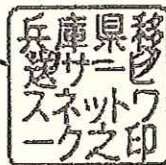
令和 3年 2月 21日

国自旅第 296号

兵庫県移送サービスネットワーク

代表者 鳥居 貢

責任インストラクター 鳥居 貢



第 202102215 号

市町村運営有償運送等運転者講習

修了証

稲畑 伝様

あなたは、兵庫県移送サービスネットワーク
が主催する市町村運営有償運送等運転者講習会
において所定の全課程を修了されたことをここ
に証します。

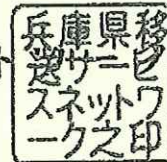
令和 3年 2月 21日

国自旅第 296号

兵庫県移送サービスネットワーク

代表者 鳥居 貢

責任インストラクター 鳥居 貢



神戸運輸監理部
兵庫陸運部
部長

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人 鴨庄）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和8年 月 日

住 所 
氏 名 永井 敏之

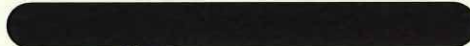
※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（特定非営利活動法人 鴨庄）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和8年 月 日

住 所 
氏 名 永井 敏之

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)	特定非営利活動法人 鴨庄
-------------	--------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (兵庫県丹波市市島町喜多 1140 番地 1 鴨庄コミュニティーセンター)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	永井 敏之	[REDACTED]	その他		
2	小谷 正則	[REDACTED]	その他		
3					

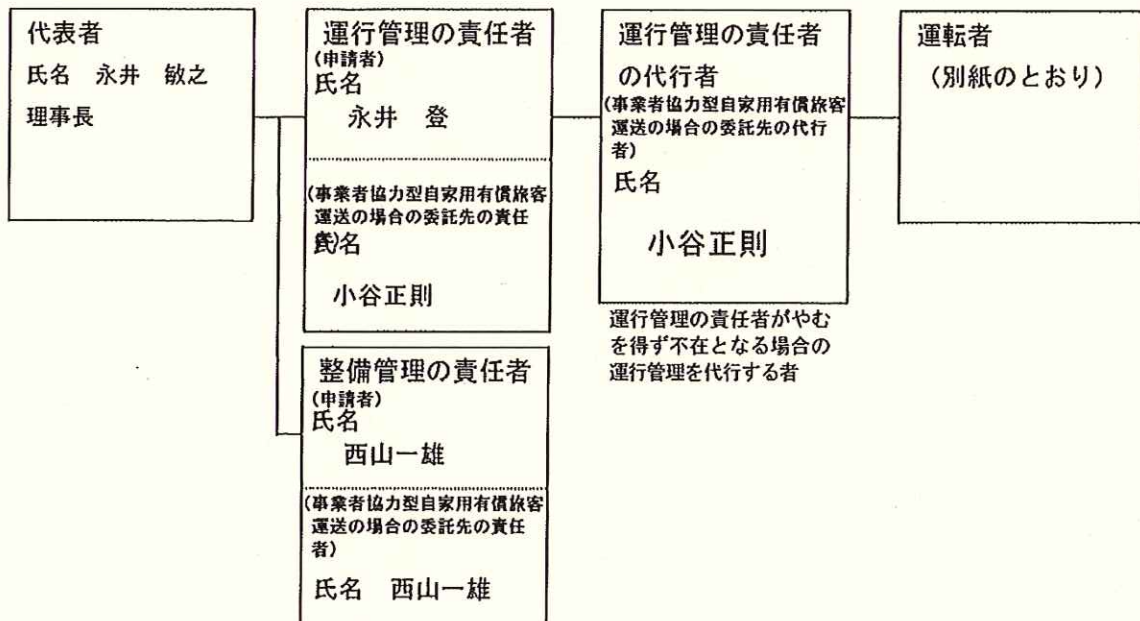
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

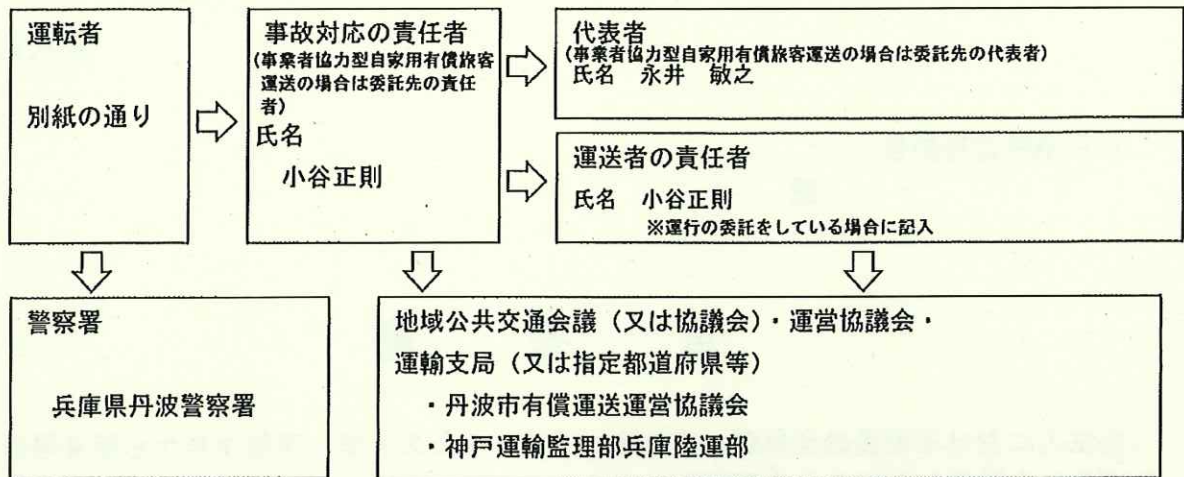
No	氏名	住所	協力
1	西山商会 西山一雄	[REDACTED]	
2			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

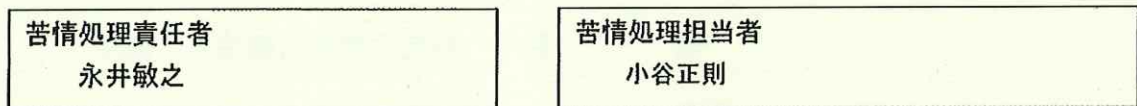
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



神戸運輸監理部長

殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和8年 月 日

名 称 特定非営利活動法人 鴨庄

住 所 兵庫県丹波市市島町喜多 1140 番地 1

代表者の氏名 理事長 永井 敏之



自動車共済証書

この自動車共済証書は共済金の請求等の際に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。
 ※印欄は通知事項です。共済期間内に変更があった場合は、速滞なく組合へお申し出ください。この共済証書に記載のない通知事項、自動継続後契約の告知事項は、共済約款および重要事項説明書をご参照ください。



共済契約者

669-4315
 兵庫県丹波市市島町喜多 1140-1

特定非営利活動法人鴨庄
 理事長 稲畑 達次 様

3 ◇

9 0003235 002/002 6HAK2LH82X003235

継続日 令和 7年 6月15日

共済掛金等

合計共済掛金	56,020円	支払方法	一時払い
月額共済掛金	円	支払方法	口座振替扱い

間接費用特約 自動継続特約

初回共済掛金 (第1回共済掛金) 申込みの日以後共済期間の初日の属する月の翌月の末日までの期間

※2回以後の共済掛金

ご契約の内容

共済期間	令和 7年 6月15日 午後 4時から 令和 8年 6月15日 午後 4時まで	12か月間
県組合・支所・契約番号	28 700 019 33413	
証書番号	28325001225134	
約款識別記号	JID24B	

被共済者等

被共済者 (被共済者の氏名、生年月日、住所)	共済契約者様と同じ
被共済者の生年月日	
生年月日(西暦)	適用なし
※被共済者の氏名・住所	
※契約の締結の目的等	共済契約者様と同じ

ご契約のお車 (被共済自動車)

車名	トヨタ ハイエース
仕族等	
登録(車両)番号 (車台番号)	神戸 303 は 8672 (TRH214-0053841)
用途車種	自家用普通乗用車
車種	ワゴン
型式(原動機)番号 排気量	TRH214W /平成30年 9月 2.69 リットル
川金クラス	車両 7 対人 11 対物 11 傷害 15
装備品 (時価額 万円)	広幅貨物 X付装置 映写機 撮影機 音声装置 照明装置 クレーン 保冷装置 身障者移送装置
被付の引付作業費 (時価額 万円)	
引取物	危険品
自動車賠償など	福祉自動車 ☆ エアコン・クーラー 農業用利用 AEB装備 競争専用 ☆
その他	無

保障対象運転者

運転者の年齢条件 運転者一定年齢限定保障特約 (26歳以上限定保障)

※ICに取得されます。「X」に保障されません。

家族(被共済者、配偶者、各々の同居の親族)	X	X	O	O
被共済者または配偶者の別居の未婚の子	X	X	O	O
「家族」の業務に従事中の使用人	X	X	O	O
上記以外の方	X	X	O	O

※レッカー・ロード費用保障条項、家族活動付自転車賠償損害特約、季節農業用自動車保障特約、弁護士費用保障特約、地震等車両全損時給付特約においては、運転者一定年齢限定保障特約および運転者家族限定特約を適用しません。

前契約等

他の共済契約(自動車共済)	無
任意の期間に組合員から自動車共済(保険)契約を解除されたこと	無
前契約の引取物(危険品)の有無	有
自動車共済(保険)契約の加入	自組合
前契約の自動車共済(保険)特約	10件未済

適用割増・割引

等級 20 事故有期間 0年 長期優良契約割引 (適用期間 1年 適用区分 1年)

自動継続割引 自賠償セット割引

この共済契約は自動継続特約を付加して締結しております。
 環境保護にもつながるWeb証書・Web約款をおすすめしています。ご希望の場合は組合へお申し出ください。

自動車共済約款に基づき共済契約者との共済契約を締結いたしました。

作成日 令和 7年 6月 17日

0795-85-0530

丹波ひかみ農業協同組合
 代表理事 組合長 藤原 昌和

全国共済農業協同組合連合会
 代表理事 理事長 村山 美彦

←《キリトリ線》
 のカードは、万が一
 事故があった時のた
 に、車検時ともに保
 険証とともにお持
 ちになってください。

ドライバー確認カード

丹波ひかみ農業協同組合
 平日 9:00~17:00 0120-888931
 事故時連絡先 0120-258-931 0120-063-931

特定非営利活動法人鴨庄 様

共済契約者	稲畑 達次
員・組合番号	28 700 019 33413
共済期間	令和 7年 6月15日 午後 4時から 令和 8年 6月15日 午後 4時まで
登録番号	神戸 303 は 8672

車 両 保 障	共済 第1年度	210万円	全損害担保
	金額 第2年度		免責金額 5万円
保 険 内 容	対人賠償 (1名につき)	共済金額	無制限
	対物賠償 (1車につき)	共済金額	無制限 免責金額 0万円
	人身傷害保障 (1名につき)	共済金額	
	傷害定額給付 (1名につき)	死亡共済金額	1,000万円 治療共済金 標準型
	車両間免ゼロ		
	レッカー・ロード		
	適用特約等	被共済者限定 (傷害定額)	

証明書
番号 第 28V428605 号

令和 7年 8月 27日

自動車損害賠償責任共済証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任共済契約が締結されていることを証明します。

丹波ひかみ農業協同組合

全国共済農業協同組合連合会

(ご注意)
1, 2. 共済期間の終了日にご注意のうえ終了日以前に契約申込手続をしてください。
記載内容に変更がありましたら印鑑をご持参のうえ変更記入のお申出をしてください。

自動車登録 番号、車両 番号又は 標識の番号 (車台番号)	神戸 303 は 8672 TRH214-0053841	自動車の 種 別	自乗
共済期間	自 令和 7年 10月 28日 24ヵ月	使用の本拠 の所在地	兵庫県
	至 令和 9年 10月 28日 午前12時	共済掛金	¥17,650
住 所 及 び 氏 名	兵庫県丹波市市島町喜多 1140-1	指定金融 機関名	
	特定非営利活動法人 鴨庄 理事長 稲畑 達次	共済掛金収納年月日 令和 7年 8月 27日	
異 動 事 項	無効		
組合又は 支部等の 名称及び 所在地	全国共済農業協同組合連合会 西日本引受センター 大阪府大阪市淀川区富原4-6-3 お問い合わせ先 TEL 0120-677-522 受付時間：平日/9:00~17:00	扱 者	西山商会 0548 無効

自賠責共済についての詳しい内容は、JA共済ホームページからご覧いただけます。

ホームページアドレス(<https://www.ja-kyosai.or.jp/>)

複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

<登録情報処理機関報告契約>

パスコード：

5497591663



自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の7に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

神戸過第2号

2. 登録の有効期間

令和5年6月25日

から

令和8年6月24日

3. 名称、住所、代表者氏名

特定非営利活動法人 鴨庄
丹波市市島町喜多1140番地1
理事 永井 敏之

4. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5. 運送の区域

丹波市市島町鴨庄

6. 運送の区域事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあっては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

7. 登録に付す条件

別紙のとおり

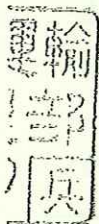
令和6年7月11日

神戸運輸監理部長 白井 謙彰



7. 登録に付す条件

- (イ) 運転者要件を備えていない者に運転させてはならない。
- (ロ) 使用車両の任意保険等に係る「運転者の年齢条件等」に該当しない運転者がいる場合には、当該運転者が条件等に達することとなるまでは当該車両を運転させないこと。
- (ハ) 使用車両の任意保険等に係る「運転者限定等」に該当しない運転者に当該車両を運転させないこと。
- (ニ) 自家用有償旅客運送自動車の両側面に以下の事項を表示すること。
文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。
文字の大きさは一辺5センチメートル以上とする。
- ・ 運送者の名称
 - ・ 「有償運送車両」の文字
 - ・ 登録番号 (神兵過第2号)
- (ホ) 自家用有償旅客運送自動車には、登録証の写しを備え置くこと。



地域自主運行バスの令和7年度実績資料

【 鴨庄ふれあいバス 】

- ・ 運行者 特定非営利活動法人 鴨庄
- ・ 運行形態 公共交通空白地有償運送
- ・ 運行概要
 - ① 運行日 月曜、水曜、金曜日の週3日
 - ② 運行時間 午前中
 - ③ 運行方法 定時定路線方式（バス停の配置と時刻表による運行）
 - ④ 運行範囲 鴨庄、吉見（一部）
 - ⑤ 有償運送 平成21年8月から、運賃200円（小学生までは無料）

(単位：人)

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ利用者数	90	111	120	108	78	109	115	91	109	70			1,001
運行日数	13	13	13	13	10	13	13	11	13	12	10	12	146日
1日平均利用者数	6.9	8.5	9.2	8.3	7.8	8.4	8.8	8.3	8.4	5.8	0.0	0.0	6.9

(単位：人)

年度別 延べ利用者数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2,554	2,402	2,225	2,416	2,081	2,126	2,049	1,985	1,609
年度別 延べ利用者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,425	1,117	1,249	1,333	1,383	1,089	1,030	1,001	

1月末現在





丹波市有償運送運営協議会

公共交通空白地有償運送 申請要件

No.	項目	ガイドライン等で示されている要件
1	目的	地域住民の生活に必要な旅客運送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するため。
2	定義	タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる地域において、NPO 法人等が実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して当該会員に対して行う運送サービス。
3	運送主体	NPO 法人、農業協同組合、消費者生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所
4	運送対象	道路運送法施行規則第 49 条第 2 号及び関係通達に規定する、当該地域の住民及びその親族、当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者であって、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者、及びその同伴者であること。
	形態	運送の発地または着地のいずれかが丹波市の行政区域内にあること。
5	車	自家用自動車の種類は、次のとおりとする。 (1) バス（乗車定員 11 人以上の自動車） (2) 普通自動車（乗車定員 11 人未満の自動車） なお、(2) の普通自動車にあつては、やむを得ない場合を除き乗用自動車とする。
	両	使用権原 使用する車両は、運送主体が使用権原を有するものに限る。 使用権原を証する書類は、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と運送主体との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。 なお、当該契約書又は使用承諾書は、使用権原及び運送に伴う責任が運送主体にあることを定めたものであること。
6	運 転 者	道路交通法に規定する第 2 種運転免許を受けており、かつその効力が停止されていない者、又は第 1 種運転免許を受けており、かつその効力が過去 2 年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者。 (1) 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。 (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして、国土交通大臣が認める要件を備えていること。
7	損害賠償措置	運送に使用する車両全てについて、対人 8,000 万円以上、対物 200 万円以上の任意保険等（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること、又はその計画があること。（補償金額は、兵庫県基準。） 有償運送の登録後において、保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないこと。

8	運 送 の 対 価	当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃のおおむね2分の1を目安に、地域の特性などを勘案して定めるものとする。
9	管 理 運 営 体 制	運行管理、指揮命令、運転者に対する監督や指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制、その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が整えられていること。
10	運 行 管 理 責 任 者	運行管理に係る責任者を設けていること。 なお、配置する自動車の数が乗車定員11人以上の車両にあつては1両、乗車定員11人未満の車両にあつては5両以上となる事務所の場合には、道路運送法施行規則第51条の17第2項に規定された運行管理責任者を置くこと。
11	法 令 遵 守	申請者の役員全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの欠格事由に該当しない者であること。

丹波市有償運送運営協議会

自家用（福祉、公共交通空白地）有償運送 運行遵守規程

No.	項 目	実 施 事 項
1	運転者（共通） （道路運送法施行規則第51条の16第2項）	事故を惹き起こした運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。 また、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならない。
1-1	運転者（福祉有償） （道路運送法施行規則第51条の16第3項）	福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合は、次の要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。 ・ 社会福祉士又は介護福祉士 ・ 国土交通大臣が認定する講習を終了していること。
2	運行管理（共通） （道路運送法施行規則第51条の17第2項）	配置する自動車の数により、必要となる運行管理責任者を選任すること。 また、運行管理責任者がやむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保すること。
3	運行管理責任者の業務（共通） （道路運送法施行規則第51条の17第3項）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要件を備えない者に運転させないこと。 ・ 事故を惹き起こした運転者に、適性診断を受けさせること。 ・ 安全な運転のための確認を行い、指示を与え、記録し、その記録を保存すること。 ・ 運転者に対し乗務記録を作成させ、その記録を保存すること。 ・ 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。 ・ 事故の記録を作成し、その記録を保存すること。 ・ その他運行の安全を確保するために、必要な業務を行うこと。
4	安全な運転（共通） （道路運送法施行規則第51条の18第1項）	乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。 参考様式第ロ号（福祉有償運送にあつては参考様式第ハ号）を参考に、運送者において書式を定め、運転者に対して行う確認、指示を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。 なお、運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努め、対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備すること。
5	乗務記録（共通） （道路運送法施行規則第51条の18第2項）	参考様式第ハ号（福祉有償運送にあつては参考様式第二号）を参考に、運送者において書式を定め、乗務内容を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
6	運転者台帳（共通） （道路運送法施行規則第51条の19第1項）	参考様式第二号（福祉有償運送にあつては参考様式第ホ号）を参考に、運送者において書式を定め、運転者ごとに運転者台帳を作成し、これを事務所に備えておかなければならない。 運転者でなくなった場合は、その日と理由を運転者台帳に記載し、2年間保存しなければならない。

7	運転者証（共通） （道路運送法施行規則第51条の19第3項）	参考様式第ホ号（福祉有償運送にあつては参考様式第へ号）を参考に、運送者において書式を定め、運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、運転者の身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。
8	事故記録（共通） （道路運送法施行規則第51条の21第2項）	参考様式第へ号（福祉有償運送にあつては参考様式第ト号）を参考に、運送者において書式を定め、事故が発生した場合、その内容を記録し、2年間保存しなければならない。
9	損害賠償措置（共通） （道路運送法施行規則第51条の22）	有償運送の登録後において、保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならない。
10	有償車両の車外表示 （共通） （道路運送法施行規則第51条の23）	有償運送の登録を受けた車両であることを明示するため、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示すること。 ・運送主体の名称 ・「有償運送車両」の文字 ・運輸局の登録番号 ※文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。 ※文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5cm以上とする。 ※登録証の写しを必ず自動車に備えておくこと。
11	有償車両の車内表示 （共通） （道路運送法施行規則第51条の24）	車内に次の事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。 ・運送主体の名称 ・運転者の氏名 ・自動車登録番号 ・旅客から収受する対価に関すること
12	旅客の名簿（共通） （道路運送法施行規則第51条の25）	参考様式第イ号（福祉有償運送にあつては参考様式第イ号並びに第ロ号）を参考に、運送者において書式を定めて、旅客の名簿を作成し、これを事務所に備えておかななければならない。 名簿の作成管理にあたっては、個人情報の保護の観点から、適切に管理すること。
13	苦情記録（共通） （道路運送法施行規則第51条の26第2項）	参考様式第ト号（福祉有償運送にあつては参考様式第チ号）を参考に、運送者において書式を定め、苦情の申出を受け付けた場合、その内容を記録し、1年間保存しなければならない。